奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定

更新の手引き

Ⅰ　事業者指定更新申請の概要

１．指定の更新について

奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する基準を満たしていない事業者は指定の更新を受けることはできません。なお、更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。

２．指定更新の流れ

① 市福祉政策課より、更新申請対象事業所・施設に指定更新の案内通知を送付します。
② 市の様式を用いて必要書類を揃えて頂き、市福祉政策課に郵送にてご提出ください。
③ 必要書類が全て揃い、かつ「更新日に奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する基準を満たしていること」が確認できた場合は、指定を更新します。また、既に指定を受けている事業等の指定又は許可の指定更新がされていることが必要条件となります。
（指定の有効期間は従前の指定の有効期間満了日の翌日から６年間です。ただし、指定更新を受ける際必要な介護保険法の規定による指定又は許可が取り消されたときには、当該取消の日までとします。）
④ 市福祉政策課より、指定更新決定通知書を送付します。

Ⅱ　事業者指定更新申請手続きについて

１．更新申請に必要な書類

・指定更新申請はサービス種類毎に行います。よって、更新申請書はサービス種類毎に作成してください。
・申請に必要な書類は次のとおりです。
① 奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新申請書（様式第６号）
② 付表（提供するサービス毎に定める付表の様式）
③ その他の添付書類
必ず「指定更新申請に係る提出書類等一覧表」により必要書類及びその内容を確認してください。また、別途個別に関係書類の提出を求める場合があります。

※　一部書類(登記事項証明書、運営規程、重要事項説明書及び利用契約書)は、既に福祉政策課に届け出ている内容に変更がない場合に限り、提出を省略していただけます。省略する場合は、「書類省略の誓約書」の提出が必要となります。なお、奈良市内の事業所については、介護福祉課に提出していただく「書類省略の誓約書(別紙様式１)」のコピーでも構いません。

２．更新申請書及び添付書類の作成

・参考様式等は、奈良市福祉政策課ホームページ内、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定更新について（奈良市トップページ >組織で探す >福祉部 >福祉政策課 >事業者へのお知らせ >介護予防･生活支援サービス事業所の指定更新について https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/10157.html）に掲載しておりますのでご利用ください。

３．更新申請書及び添付書類の提出

・奈良市 福祉政策課に期間内に郵送にてご提出ください。
（提出期間については別途通知します。）
・補正等のやり取りは、原則メール対応とします。

４．更新申請にあたっての留意点

ア　更新申請書提出後に変更が生じた場合について

・変更届をご提出ください。参考様式等につきましては、奈良市福祉政策課ホームページ内、介護予防・生活支援サービス事業所変更届について（奈良市トップページ >組織で探す >福祉部 >福祉政策課 >事業者へのお知らせ >介護予防･生活支援サービス事業所変更届について https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/6238.html）に掲載しておりますので、ご利用ください。

イ　休止事業について

・休止中の事業は、指定の更新を受けることができません。休止中の事業を更新する場合は、先に再開届を提出してください。なお、更新申請書提出後に事業所を廃止・休止することとなった場合は、事業所の廃止・休止届を提出してください。参考様式等につきましては、奈良市福祉政策課ホームページ内、介護予防・生活支援サービス事業所 事業所廃止・休止・再開届出書について（奈良市トップページ >組織で探す >福祉部 >福祉政策課 >事業者へのお知らせ >介護予防・生活支援サービス事業所 事業所廃止・休止・再開届出書について https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/6237.html）に掲載しておりますので、ご利用ください。

以上